

免許センターからのお知らせ

運転免許の自主返納(申請取消し)及び運転経歴証明書の申請について

1 平日における運転免許の自主返納(申請取消し)について

身体機能の低下等の理由により、運転免許を返納したい方は、ご本人の申請により運転免許を取消しすることができます。

申請できる方	<ul style="list-style-type: none">○ 運転免許証の住所地が福島県内の方○ 運転免許証の有効期限が残っていること※ 次の方は申請できません<ul style="list-style-type: none">・ 運転免許証を失効された方・ 免許の取消基準に該当している方・ 免許停止中の方又は免許停止の基準に該当している方・ 再試験の基準に該当している方(基準該当初心運転者)
申請場所	<ul style="list-style-type: none">○ 福島・郡山運転免許センター○ 福島県内の警察署及び分庁舎
申請時間等	<ul style="list-style-type: none">○ 毎週月曜日から金曜日 (祝日及び12/29から翌年1/3を除く)○ 午前8時30分から午後0時 午後1時から午後2時※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。※ 各運転免許センターの免許更新受付時間帯 午前8時30分から午前9時30分 午後1時から午後2時 は大変混雑し、手続きに時間がかかりますのでご了承ください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">○ 運転免許証○ 運転免許証を紛失した方 写真1枚(縦3×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後6ヶ月以内のもの) 身分を確認できるもの 例 住民票、健康保険証、個人番号カード等※ 通知カードは不可
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 全ての免許を取消される方は、申請当日から自動車等の運転はできませんので、当日は公共機関又は家族等による送迎により来庁してください。○ 運転免許の一部について取消される方は、交付手数料等が必要になることもあります。 詳しくは福島・郡山運転免許センター及び警察署、分庁舎へお問い合わせください。

2 運転経歴証明書の申請について

運転免許の自主返納(申請取消し)をされた方は、取消しをされた日から5年以内に限り、運転経歴証明書の交付を申請することができます。

申請できる方	○ 運転免許の自主返納(申請取消し)をされた日から5年以内の方
申請場所	○ 福島・郡山運転免許センター… 即日交付 ○ 福島県内の警察署及び分庁舎… 後日交付
申請時間等	○ 毎週月曜日から金曜日 (祝日及び12/29から翌年1/3を除く) ○ 午前8時30分から午後0時 午後1時から午後2時 ※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。 ※ 各運転免許センターの免許更新受付時間帯 午前8時30分から午前9時30分 午後1時から午後2時 は大変混雑し、手続きに時間がかかりますのでご了承ください。
必要書類	○ 「申請による運転免許証の取消通知書」 運転免許の自主返納(申請取消し)をした際に交付されたものです。 ○ 手数料1,100円(福島県収入証紙) ○ すでに運転免許を返納されている方で「申請による運転免許証の取消通知書」を紛失した方は、身分を確認できるもの 例 住民票、健康保険証、個人番号カード等 ※ 通知カードは不可
その他	○ 申請できるのは、自主返納をされた方のみです。 ○ 運転経歴証明書で、自動車等の運転はできません。 ○ 警察署及び分庁舎で手続きされた方は、交付までに約2週間程度かかります。 ○ 福島、福島北、郡山北署の本署及び郡山署で申請される方は写真1枚が必要です。 (縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後6ヶ月以内) ○ 双葉署双葉南部臨時庁舎及び浪江分庁舎で手続きをされる方は、庁舎内での福島県収入証紙の販売はしていませんので、あらかじめ手数料1,100円分の福島県収入証紙を購入しお持ちください。

3 運転経歴証明書の再交付について

運転経歴証明書を受け、亡失、滅失、汚損又は破損された方等は再交付の手続きをすることができます。

再交付の手続きができる方は以下のとおりです。

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年4月1日以降に運転経歴証明書の交付を受け福島県に住所のある方(紛失等による再発行の方) ○ 平成24年3月31日までに交付された旧運転経歴証明書を新運転経歴証明書に変更する方(切替の方) ※ 次の方は、再交付手続きができません。 <ul style="list-style-type: none"> ・上記旧運転経歴証明書を紛失した方 ・上記旧運転経歴証明書は持っているが、汚損等で記載事項の確認ができない方 ※ 代理人による申請不可
申請場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島・郡山運転免許センター…即日交付 ○ 福島県内の警察署及び分庁舎…後日交付
申請時間等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週月曜日から金曜日 (祝日及び12/29から翌年1/3を除く) ○ 福島・郡山運転免許センター 午前10時から午前11時 午後2時から午後4時 ○ 福島県内の警察署及び分庁舎 午前8時30分から午後0時 午後1時から午後5時 ※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 写真1枚(縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後6ヶ月以内) ○ 手数料1,100円(福島県収入証紙) ○ 身分を確認できるもの 例 住民票、健康保険証、個人番号カード等 ※ 通知カードは不可 ○ 旧運転経歴証明書 (平成24年3月31日までに交付されたものを持っている方で、新運転経歴証明書へ切替をする場合)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再交付を受けた後に、紛失した運転経歴証明書を発見した場合は、運転免許センター又は最寄りの警察署等に返納してください。 ○ 警察署及び分庁舎で手続きされた方は、交付までに約2週間程度かかります。 ○ 双葉署双葉南部臨時庁舎及び浪江分庁舎で手続きをされる方は、庁舎内での福島県収入証紙の販売はしていませんので、あらかじめ手数料1,100円分の福島県収入証紙を購入しお持ちください。

4 運転経歴証明書の記載事項変更について

運転経歴証明書の住所、氏名に変更が生じた場合は、記載事項の変更手続きができます。

申請できる方	<ul style="list-style-type: none">○ 平成24年4月1日以降に、運転経歴証明書の交付を受けた方※ 代理人による申請不可
申請場所	<ul style="list-style-type: none">○ 福島・郡山運転免許センター○ 福島県内の警察署及び分庁舎
申請時間等	<ul style="list-style-type: none">○ 毎週月曜日から金曜日 (祝日及び12/29～翌年1/3を除く)○ 午前8時30分から午後0時 午後1時から午後5時※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。※ 各運転免許センターの免許更新受付時間帯 午前8時30分から午前9時30分 午後1時から午後2時 は大変混雑し、手続きに時間がかかるのでご了承ください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">○ 運転経歴証明書 平成24年4月1日以降に交付されたもの○ 住所を変更した方(提示のみ) 新しい住所を証明できる書類 例 住民票、健康保険証、個人番号カード、公的機関又はこれに準じる機関が作成交付した領収書、郵便物等 ※ 通知カードは不可○ 氏名を変更した方(提示のみ) 新しい氏名が記載された住民票